

セゾン投信総合取引約款・規程集新旧対照表

セゾン投信総合取引約款・規程集の該当箇所を<変更前>から<変更後>の内容に改定します。下線部は変更部分を示しています。

当該改定は、2026年4月1日付で実施します。

また、当社が加入する「一般社団法人 投資信託協会」が2026年4月1日付で「一般社団法人 日本投資顧問業協会」と合併し「一般社団法人 資産運用業協会」となることに伴い、セゾン投信総合取引約款・規程集以外の書面についても、同様の表記改定を実施します。

(下線部変更箇所)

<変更後>	<変更前>
<p>セゾン投信総合取引約款 (「総合取引」のご解約・取引の制限)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>(7) お客さま及びお客さまの代理人が「総合取引約款」第4条に定める「反社会的勢力」に該当する、又は「反社会的勢力」に対して資金を提供し若しくは便宜を供与するなどの関与があると判明し、<u>又資産運用業協会規則「受益証券等の直接募集等に関する規則」</u>に基づき、当社が解約を申し出たとき</p> <p>定期積立プラン取扱い規程 (申込み)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>3. なお、年2回まで、お客さまにご指定いただく月(以下「増額月」という)に限り、通常月と異なる「払込金」の申込みを行っていただくことができます。<u>この「増額月」の「払込金」の額は原則として、10,000円以上 1,000円の整数倍の金額とします。</u></p> <p>セゾン投信ポイント利用約款 (本サービスの終了)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>(免責)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>(本約款・永久不滅ポイント規約・本サービスの変更)</p> <p>第16条 (省略)</p>	<p>セゾン投信総合取引約款 (「総合取引」のご解約・取引の制限)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>(7) お客さま及びお客さまの代理人が「総合取引約款」第4条に定める「反社会的勢力」に該当する、又は「反社会的勢力」に対して資金を提供し若しくは便宜を供与するなどの関与があると判明し、<u>又投資信託協会規則「受益証券等の直接募集等に関する規則」</u>に基づき、当社が解約を申し出たとき</p> <p>定期積立プラン取扱い規程 (申込み)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>3. なお、年2回まで、お客さまにご指定いただく月(以下「増額月」という)に限り、通常月と異なる「払込金」の申込みを行っていただくことができます。</p> <p>セゾン投信ポイント利用約款 (本サービスの終了)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>(免責)</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>(本約款・永久不滅ポイント規約・本サービスの変更)</p> <p>第18条 (省略)</p>

<p>(準拠法、管轄)</p> <p>第 <u>17</u> 条 (省略)</p> <p>「セゾン投信ポイント利用約款」の表記を他の約款に合わせて統一 (内容変更なし)</p>	<p>(準拠法、管轄)</p> <p>第 <u>19</u> 条 (省略)</p>
--	---